

酒田市 保育利用者(2号・3号認定)負担額表

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担(月額)					
階層区分	定義	3歳児未満の場合		3歳児以上の場合			
		標準時間	短時間	標準時間	短時間		
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円		保育料 0円 副食費無償 所得割課税額57,700円未満 (ひとり親世帯等77,101円未満)			
B	市区町村民税非課税世帯 (所得割課税額、均等割課税額ともに非課税)	0円 ※					
C1	市区町村民税課税世帯で、保護者の所得割課税額合計が表記の区分に該当する世帯(所得割非課税の場合は均等割課税の状態による)	均等割課税額のみ課税 又は 所得割課税額 24,300円未満				0円 ※	
C2		所得割課税額 24,300円以上48,600円未満				0円 ※	
D1		所得割課税額 48,600円以上72,800円未満				0円 ※	
D2		所得割課税額 72,800円以上97,000円未満				0円 ※	
D3		所得割課税額 97,000円以上169,000円未満	38,000 円 (12,660 円)			37,300 円 (12,430 円)	副食費有償 所得割課税額57,700円以上 (ひとり親世帯等77,101円以上) (副食費は園により金額が異なります。)
D4		所得割課税額 169,000円以上235,000円未満	44,500 円 (14,830 円)	43,700 円 (14,560 円)			
D5		所得割課税額 235,000円以上301,000円未満	49,000 円 (16,330 円)	48,100 円 (16,030 円)			
D6	所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	51,000 円 (17,000 円)	50,100 円 (16,700 円)				
D7	所得割課税額 397,000円以上	71,000 円 (23,660 円)	69,700 円 (23,230 円)				

※ 令和元年10月から行ってきた国の幼児教育・保育の無償化(3歳以上の児童と市区町村民税非課税世帯の児童の利用者負担額が無償)に加え、山形県と酒田市の施策(保育料の段階的負担軽減)により令和3年9月分から3歳未満の児童であっても市区町村民税税額控除前所得割額が97,000円未満の世帯の利用者負担額(保育料)が無償となっています。

- 利用者負担額や副食費は次に該当する保護者等の課税状況で決定されます。
利用者負担額は、保育利用児童の保護者の市町村民税課税状況から、上記の負担額表に基づいて決定されます。ただし、自営業や農家などで父母が専従者の場合や、その他の状況に応じて「家計の主宰者」と判断される同居祖父母などの課税状況から決定する場合があります。
・「住宅ローン控除」「配当控除」「寄附金控除」などの税額控除前の所得割額を対象とします。
・同居世帯員状況の変更等によって、年度途中で利用者負担額が見直しになる場合があります。
- 児童の副食費について
令和7年4月1日時点で満3歳以上の児童は副食費がかかります。
但し、所得割課税額が57,700円(ひとり親世帯等の場合は77,101円)未満の場合、副食費は全額免除となります。
なお、所得割課税額に関わらず第3子以降の児童の副食費は全額免除となります。
- 1 児童の年齢は、4月1日時点の満年齢を基準とします。
令和7年度の場合、令和4年4月1日以前に生まれた児童が3歳児以上となります。
令和7年度の場合、令和4年4月2日以降に生まれた児童が3歳児未満となります。
- 2 保育料を算出する為のきょうだいの範囲は生計を一にしているきょうだい全員が対象となり、年齢等の条件はありません。きょうだい判定により第2子と判定される児童の利用者負担額は3分の1となり、第3子以降に該当する場合の利用者負担額は無料です。表中の()内は第2子の場合の利用者負担額です。
- 3 4月から8月の利用者負担額は、令和5年分所得より算定された令和6年度課税の市区町村民税税額控除前所得割額から、9月から3月の利用者負担額は、令和6年分所得より算定された令和7年度課税市区町村民税税額控除前所得割額から算定されます。
- 4 ひとり親世帯等とは、次の条件に該当する場合があります。
・母子家庭の世帯 及び 父子家庭の世帯
・世帯に身体障がい者手帳や療育手帳の交付を受けている方や、特別児童扶養手当の支給対象児、並びに障がい者基礎年金などの受給者、在宅心身障がい者(児)がいる世帯。(手帳等をお持ちの場合はご提示ください。)
- 5 保護者の就労状況等により、保育必要量(保育時間)が異なります。
保護者の月次就労時間が4週間を基準として120時間以上の場合は標準時間、保護者のいずれかが120時間に満たない場合は短時間に認定しています。その他、保護者の就労状況等により認定が変更になる場合があります。

○問い合わせ 酒田市役所 保育こども園課 保育支援係 電話 0234-26-5735
八幡総合支所 健康福祉係 電話 0234-64-3113
松山総合支所 健康福祉係 電話 0234-62-2611
平田総合支所 健康福祉係 電話 0234-52-3911